

【Ⅱ－２ 生活に配慮した医療の推進など地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組－⑭】

## ⑭ 有床診療所における医療・介護・障害連携の推進

### 第1 基本的な考え方

地域包括ケアシステムにおける有床診療所の機能を踏まえ、有床診療所が医療・介護・障害サービス等における連携を推進するために、介護連携加算の要件を見直す。

### 第2 具体的な内容

1. 介護連携加算について、介護障害連携加算と名称を改めるとともに、肢体不自由児（者）を算定可能な対象として追加する。

改定案	現行
<p>【有床診療所入院基本料】 [算定要件] 注12 1から3までを算定する診療所である保険医療機関であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすもの入院している患者のうち、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号に規定する疾病を有する40歳以上65歳未満のもの若しくは65歳以上のもの又は<u>重度の肢体不自由児（者）</u>については、当該基準に係る区分に従い、入院日から起算して15日以降30日までの期間に限り、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。</p> <p>イ <u>介護障害連携加算1</u> 192点 ロ <u>介護障害連携加算2</u> 38点</p>	<p>【有床診療所入院基本料】 [算定要件] 注12 1から3までを算定する診療所である保険医療機関であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすもの入院している患者のうち、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号に規定する疾病を有する40歳以上65歳未満のもの又は65歳以上のものについては、当該基準に係る区分に従い、入院日から起算して15日以降30日までの期間に限り、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。</p> <p>イ <u>介護連携加算1</u> 192点 ロ <u>介護連携加算2</u> 38点</p>

2. 介護連携加算の施設基準である介護サービスの提供について、介護保険の訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導及び障害福祉サービスの医療型短期入所の提供実績を追加する。

改 定 案	現 行
<p>[施設基準]</p> <p>二 有床診療所入院基本料の施設基準</p> <p>(10) 有床診療所入院基本料の注12に規定する<u>介護障害連携加算</u>の施設基準  介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号に規定する疾病を有する40歳以上65歳未満の者若しくは<u>65歳以上の者又は重度の肢体不自由児（者）</u>の受入れにつき、十分な体制を有していること。</p> <p>22 有床診療所入院基本料の「注12」に規定する<u>介護障害連携加算1</u>の施設基準  次の施設基準を全て満たしていること。</p> <p>(1) 有床診療所入院基本料1又は有床診療所入院基本料2を届け出ている保険医療機関であること。</p> <p>(2) <u>次のいずれかを満たすこと。</u></p> <p>ア 5の(1)のイの(イ)を満たしていること。</p> <p>イ <u>過去1年間に、介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション又は同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションを提供した実績があること。</u></p> <p>ウ <u>過去1年間に、区分番号「C009」に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料又は介護保険法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導（管理栄養士により行われるものに限る。）若しくは同法第8条の2第6項に規定する介護予防居宅療養管理指導（管理栄養</u></p>	<p>[施設基準]</p> <p>二 有床診療所入院基本料の施設基準</p> <p>(10) 有床診療所入院基本料の注12に規定する<u>介護連携加算</u>の施設基準  介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号に規定する疾病を有する40歳以上65歳未満の者<u>又は65歳以上の者の</u>受入れにつき、十分な体制を有していること。</p> <p>22 有床診療所入院基本料の「注12」に規定する<u>介護連携加算1</u>の施設基準  次の施設基準を全て満たしていること。</p> <p>(1) 有床診療所入院基本料1又は有床診療所入院基本料2を届け出ている保険医療機関であること。</p> <p>(2) 5の(1)のイの(イ)を満たしていること。</p>

<p><u>養士により行われるものに限る。)</u>を提供した実績があること。</p> <p>エ <u>過去1年間に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する指定短期入所を提供した実績があること。</u></p> <p>23 有床診療所入院基本料の「注12」に規定する<u>介護障害連携加算2の施設基準</u> 次の施設基準を全て満たしていること。</p> <p>(1) 有床診療所入院基本料3を届け出ている保険医療機関であること。</p> <p>(2) <u>次のいずれかを満たすこと。</u></p> <p>ア <u>5の(1)のイの(イ)を満たしていること。</u></p> <p>イ <u>過去1年間に、介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション又は同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションを提供した実績があること。</u></p> <p>ウ <u>過去1年間に、区分番号「C009」に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料又は介護保険法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導(管理栄養士により行われるものに限る。)</u>若しくは同法第8条の2第6項に規定する<u>介護予防居宅療養管理指導(管理栄養士により行われるものに限る。)</u>を提供した実績があること。</p> <p>エ <u>過去1年間に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する指定短期入所を提供した実績があること。</u></p>	<p>23 有床診療所入院基本料の「注12」に規定する<u>介護連携加算2の施設基準</u> 次の施設基準を全て満たしていること。</p> <p>(1) 有床診療所入院基本料3を届け出ている保険医療機関であること。</p> <p>(2) <u>5の(1)のイの(イ)を満たしていること。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--